

行政文書開示決定通知書

齋藤 経史 様

文部科学大臣
松本 洋平

令和7年10月14日付け（令和7年10月16日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 開示する行政文書の名称
 - 文部科学省の公務員内における業務の目標設定や人事評価に関するテンプレートおよび評価表の記入要領。
 - 目標設定や人事評価に関する評価者と被評価者の体系や評価基準を示した実施要項。（上司による部下への評価以外に、部下からの上司評価や同僚の評価をする記入欄や体系の有無を把握したい。）
- 不開示とした部分とその理由
不開示とする部分無し。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）を被告として、同法12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

3 開示の実施の方法等（*同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

下記に記載した方法のうち、希望される方法等により、開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示を受けた場合の基本額	行政文書全体について開示を受けた場合の開示実施手数料（注1）
A4判文書 片面59枚 （うちカラー15枚）	①閲覧	100枚までにつき 100円	100円	0円
	②複写機により白黒で 複写したものの交付	用紙1枚につき 10円	590円	0円

③複写機によりカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき 20円	740円	0円
④スキャナーにより電子化し、CD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき 100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	690円	0円
⑤スキャナーにより電子化し、DVD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	DVD-R1枚につき 120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	710円	0円

（注1）「行政文書の開示の実施方法等申出書」提出時に必要な収入印紙の額になります。ただし、複数の開示の実施の方法を希望する場合は、金額が異なりますのであらかじめ、下記公文書監理室まで御連絡ください。

- (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所
 日時：令和7年1月21日から12月20日まで（土・日曜日、休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）
 10:00 から 17:30 まで（昼休み 12:00～13:00 を除く。）
 場所：文部科学省公文書監理室 2階
 ※本決定通知書及び同封の「行政文書の開示の実施方法等申出書」をお持ちください。

- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料
 写しの送付を希望する場合は、開示実施手数料の他に郵送料（郵便切手）が必要となります。郵送料（郵便切手）を同封の上、「行政文書の開示の実施方法等申出書」を以下の郵送先まで送付してください。

<郵送先>

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省大臣官房総務課公文書監理室情報公開・個人情報保護係

※「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定です。

※郵送料：定形外郵便物（500gまで）510円（複写機により白黒・カラーで複写したものの交付の場合の郵送料となります。）CD-Rの場合180円。

* 問合せ先

文部科学省 TEL 03-5253-4111（代表）

（決定の内容について）大臣官房人事課計画調整班評価係 内線 3129

（実施方法等について）大臣官房総務課公文書監理室 内線 2572